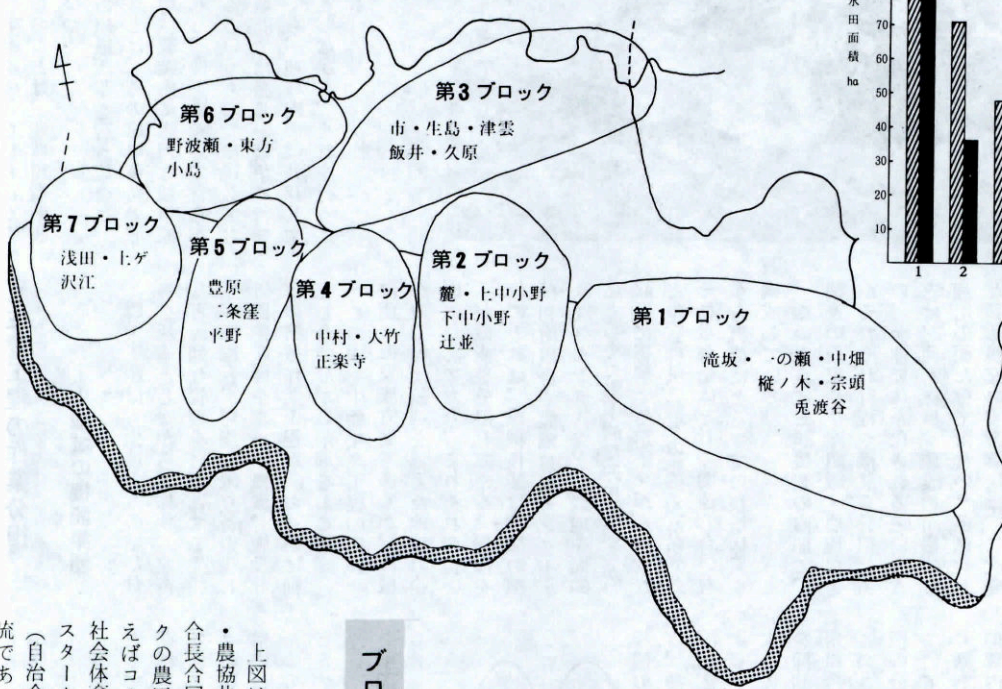


# 全町に7ブロックの農区設定

— 集落を越えた話し合い始まる —

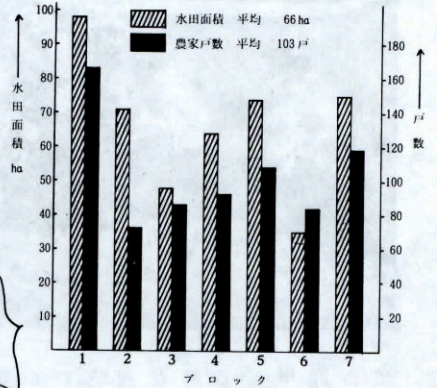
「人と人」、「人と土地」の限りない連帯をめざして

〔図Ⅰ〕 ブロック別農区



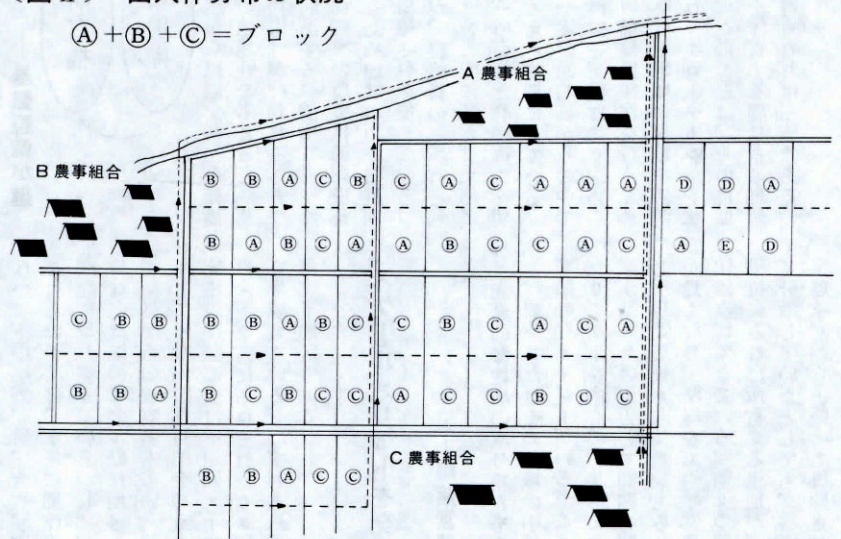
ことなく、集团的土地利用という面的拡がりの中で思い切ったスケールメリットを発揮し、零細分散を克服している。

このような営農の仕組みは一般的に「集落営農」と呼ばれている。集落営農とは、個別農家の経営の枠組みを一定の集落まで拡げ、あたかも集落が一農家であるかのように、土地・労働力・機械施設を組織的に活用する農業と考えて良いだらう。スポーツに例えるならば、ラグビーのような「力強いスクラム農業」と言える。



〔図Ⅱ〕 出入作分布の状況

①+②+③=ブロック



## ブロック制スタート

— 農業に組織力を

上図は、昨年一二月二四日、町・農協共催の農業連絡員・農事組合長合同集会で公表した七ブロックの農区である。ブロック制と言えばコミュニティスポーツである社会体育の分野で、今から七年前スタートしている。当時は、部落（自治会）対抗スポーツ行事が主流であったが、大集落では選手が

溢れ、小集落では選手が揃わない、チーム（農業で言えば組織）ができない集落は、いかに優秀な選手がいなくても出場機会が与えられない。つまり芽が出ない。これではいけないというので、大小の集落を縫って、九つのブロック制を敷いた。発案は県教委からの派遣スポーツ主事、大嶋泰夫氏（現仙崎中）でこのことよって集落間のひずみは一掃された。ブロック制はその後町民体育大会にも採用され、今日見られる全町あげての体力づく